延防止等重点措置期間の延長に伴う 施設利用及び事業・イベントの実施に係る対応方針

令和4年2月10日 草加市新型コロナウイルス対策本部

まん延防止等重点措置期間の延長に伴い、市内公共施設の利用及び事業・イベントの実施については、次のとおりといたします。

1. 対象期間

· 令和 4 年 2 月 1 4 日 (月) ~ 令和 4 年 3 月 6 日 (日)

2. 対象施設及び事業・イベント

- 市内公共施設及び学校開放施設
- ・市 (委託業者を含む) が実施する事業やイベント

3. 対応内容

- ・市内公共施設及び学校開放施設の利用時間を午後9時までとします。
- 事業、イベントの開催時間を午後9時までとします。
- ・酒類の提供及び持込を自粛(民間主催事業等も含む)するものとします。
- ※市内公共施設の利用及び事業、イベント実施につきましては、「草加市公共施設利用に関する「新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン(令和3年11月29日改定」に基づき、感染症対策を十分に徹底した上で行うものとします。
- ※まん延防止等重点措置期間が3月6日(日)以降も延長された場合は、国や県の方針に併せて、制限期間を自動延長するものとします。

(ただし、施設運営に係る内容の見直し等の状況によっては、改めて対策本部を 開催し、対応方針を決定いたします。)